

健康会を利用されている皆さま、ご家族の皆さま

6月も半ばを過ぎ、紫陽花も色鮮やかな時季となってまいりました。

各事業所を利用されている皆さま、ご家族の皆さまには、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力頂いておりますこと、深く感謝申し上げます。

さて、その感染防止対策につきまして、愛媛県が6月19日をもって「感染警戒期」から「感染縮小期」に移行することを踏まえ、次にお示しする内容に留意しつつ、面会制限等を順次緩和させて頂くこととなりました。

1. 緩和実施の時期

- ・令和2年6月22日（月）～（感染対策に変更があるまで）

2. 面会について

- ・事前予約制とします。（日程・時間等ご利用の事業所へご確認ください）
※恐れ入りますが、当面は平日のみとさせて頂き、土曜・日曜の面会については、様子を見ながら段階的に解除致します。
- ・面会人数の制限、面会時間の短縮、面会場所の設定、面会の方とご利用者の間の距離の確保にご協力をお願い致します。
- ・互いの顔を触ったり、面会中の飲食も控えて頂きますよう、ご協力をお願い致します。
- ・面会時は、検温のうえ手指消毒及びマスクの着用をお願い致します。

3. 施設ご利用者（入所・通所）のレクリエーション（外出）について

- ・外出行事等の屋外レクリエーションは密集を避けて実施させて頂きます。その際、安全であると判断される場合は、マスクは着用しないように致します。
- ・レストラン等不特定多数の利用者がいる場所での外食は行いません。

尚、面会制限が緩和された後でも、オンライン面会は引き続き対応可能ですので、各々のご事情によりそちらを希望される場合は、お気軽にお申しつけ下さい。

また、職員に対しての感染対策の指導は継続して行い、ご利用者さまの安全確保に努めてまいります。

その他にも、何かございましたら、各事業所又は下記までご連絡下さい。

医療法人 健康会 本部
森川 純 高橋 和雄
Tel 0896-58-4970

令和2年6月19日（金）
社会福祉法人 愛美会
医療法人 健康会
理事長 石川 繁一